

ひとりでも、グループでも、
環境にやさしい農業に取り組んで

京都府みどり認定

を受けましょう!!



「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度が令和5年度からスタートしています！
農業者は、環境負荷の低減に取り組む5年間の環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、京都府知事の認定を受けることができます。

認定を受けるメリット

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

今後のメリット

環境保全型農業直接支払交付金等は、
令和7年度に見直しを行った上で、令和9年度を目標に、
みどりの食料システム法に基づき認定を受けた農業者による、
先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討しています。

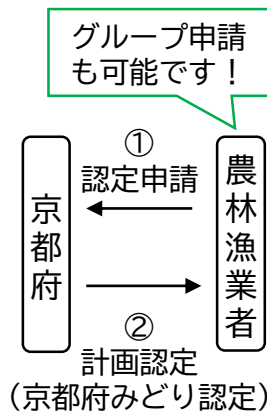
京都府みどり認定の申請に関する情報はこちら

<https://www.pref.kyoto.jp/nosan/midorikeikaku.html>



1 みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

- 農業は、地球温暖化による気候変動などの影響を受けやすい産業です。また、農業自体も、燃料の燃焼による温室効果ガスの発生や化学農薬による生物多様性の低下といった環境負荷が生じている側面もあります。
- 今般、このような環境負荷を低減し持続可能な農業の実現に向けて、みどりの食料システム法が施行されました。
- 法律では、環境負荷低減に取り組む農林漁業者の5年間の事業計画を認定し、各種支援措置を講ずることとしています。
 - ✓ 「環境負荷の低減」の取組例
 - ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
 - ・燃油使用低減や水稻中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
 - ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など



□ 京都府みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！（みどり投資促進税制）

- 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備を導入した場合、次の金額を上乗せして償却できます。（機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%）

< 税制特例の対象機械 >



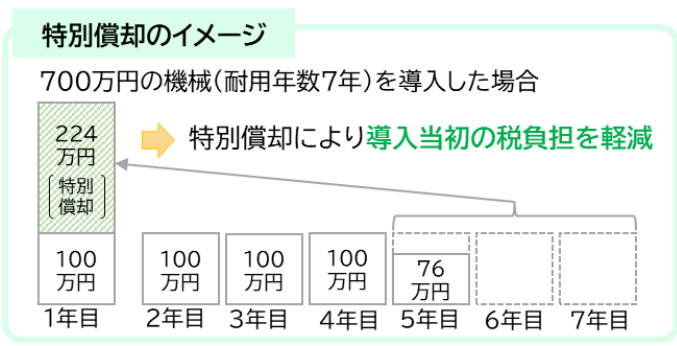
税制対象一覧
はこちら



水田用除草機



堆肥散布機



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

対象事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など



対象事業はこちら

メリット③ 日本政策金融公庫の無利子融資等の貸付けを受けられます！

※みどり投資促進税制との併用も可能

- 設備投資を行う場合に、融資の特例(農業改良資金)を活用できます。【借入条件】金利：無利子、償還期限：12年以内(うち据置期間3～5年以内) 限度額：個人 5,000万円、法人・団体 1億5,000万円
- ✓ 日本政策金融公庫の審査が必要ですので、事前のご相談をお願いします。

2 京都府みどり認定の対象となる取組活動

□ 環境負荷低減事業活動の内容

環境負荷低減事業活動として推奨する取組の類型、環境負荷の低減水準を定め下記のいずれかに取り組む活動計画の認定を行います。

【1号活動】

土づくり、化学肥料や化学農薬の使用を低減する取組を一体的に行う事業活動

➤ ①有機質資材等による土づくり

※有機質資材使用の目安は、「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を参考

②化学合成農薬の使用量を慣行の3割以上削減

③化学肥料由来の窒素分量を慣行の3割以上削減

※「慣行」は、「京都府における農作物栽培に係る慣行レベル」を参考

上記①～③の取組を全て実施していることが認定要件です。

取組規模の基準無し

- ・有機JAS認証事業者
- ・特別栽培農産物生産者グループ(団体)
- ・環境保全型農業直接支払交付金うち「土づくり(有機農業、堆肥の投入カバークロップ)」取組の実施団体

取組規模の基準有り

(左記以外のその他の農業者の場合)

【取組品目が水稻】

水稻面積の概ね1/2以上で実施

【取組品目が水稻以外】

水稻除く経営面積の概ね1/2以上で実施

【2号活動】

温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

➤ 施設園芸における省エネルギー化の取組(計画1年目に、以下のいずれかの設備を導入)

取組規模の基準無し

ヒートポンプ、木質バイオマス暖房機
冷温水製造装置、CO2回収・貯留・供給装置

取組規模の基準有り

(加温施設面積の概ね1/2以上での導入)
多段式サーモ装置、循環扇

➤ 中干し期間の延長の実施

環境保全型農業直接支払交付金うち、共通取組「長期中干し」の実施団体であること。

【3号活動】

別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動

➤ 養液栽培における化学肥料・化学農薬の低減

計画1年目に、環境制御装置を導入すること。

➤ バイオ炭の農地施用

環境保全型農業直接支払交付金うち、地域特認取組「炭の投入」の実施団体であること。

➤ 生分解性マルチの利用

マルチ栽培面積の概ね1/2以上での実施が必要。

➤ プラスチック被覆肥料の代替肥料の導入(硫黄コート肥料、ウレアホルム入肥料など)

水稻:水稻面積の概ね1/2以上で実施、水稻以外:水稻除く経営面積の概ね1/2以上で実施

3 京都府みどり認定を受けるには

- 申請者が作成した環境負荷低減事業活動実施計画(以下、実施計画)は京都府で審査し、認定要件に適合する場合は、実施計画を認定します。
- 実施計画の記載例や申請等の書類は、農業改良普及センターで入手または府ホームページからダウンロードしてください。
【府HPリンクはこちら】 <https://www.pref.kyoto.jp/nosan/midorikeikaku.html>



府HP

□ 計画作成～申請～認定～実施までの流れ

(書類の提出先:所管の農業改良普及センター)

① 制度の活用、取組内容の検討

- ✓ 農業改良資金等の貸付けを希望される場合は、最寄りの日本政策金融公庫の支店へ事前相談

② 申請者による実施計画の作成〔別記様式第1号〕

- ✓ 1～3号活動のいずれかの取組の実施計画を作成(経営概況、取組内容、目標など)
- ✓ 実施計画の内容等が認定要件に合うかどうかご確認願います。
- ✓ 取組規模などの要件を満たさない場合は、実施計画を認定しない場合があります。
- ✓ 現状より1つ以上は改善できる実施計画を作成してください。
(取組面積の増加、新技術の追加、売上高の増加など)

③ 申請者による認定申請書の提出〔別記様式第1、3号、別表ほか〕

- ✓ 前年度の栽培履歴(様式は特に定めない)の提出が必要です。現状の取組を確認します。
- ✓ 1号活動の場合、取組ほ場の土壌診断結果の添付が必要です。
(団体申請の場合は、構成員全員の分析結果が必要)

品目	土壌診断の必須項目
水稻	pH、腐植
畑作物 果樹 野菜・花き(露地)	pH、EC、腐植
野菜・花き(施設) 茶	pH、EC、腐植、硝酸態窒素

- 「腐植」については「陽イオン交換容量」で代替可能
- 施設栽培では、たい肥の過剰を避けるため、「交換性カリ」と「有効態リン酸」も診断が望ましい。
- 必要に応じて分析項目を追加し、土づくりや施肥設計の参考として下さい(任意)。
- 土壌診断は自己測定でも可

④ 京都府による実施計画の認定の審査

⑤ 京都府による実施計画の認定、認定者へ認定通知書の交付〔別記様式第7号〕

⑥ 認定者による毎年度の実施状況報告書の提出〔別記様式第16号、翌年6月末まで〕

- ◆ JAの生産部会など、同じ品目や取組を行う生産者がまとまって1つの計画を作成・申請し団体として認定を受けることが可能です。(団体申請)
(例)栽培暦等の共通の栽培方法に基づき環境負荷低減を実践しているJAの生産部会 共同利用設備を活用しながら、各構成員が環境負荷低減に取り組む集落営農組織
- ◆ 取組品目の追加や団体申請に係る構成員の変更など、実施計画の変更がある場合は別途申請等を行い、変更の認定審査を受ける必要があります。
- ◆ 認定を受けた実施計画に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには実施計画の認定を取り消すことがあります。

4 京都府みどり認定マークの使用について

- 環境負荷低減事業活動によって生産された農林水産物の認知度向上と高付加価値販売を目的に、**京都府みどり認定を受けた農林漁業者が使用できるマークを新たに作成**しました。
- マークの使用を希望する認定者は、「京都府みどり認定マーク使用規程」に基づき使用申請書及び誓約書を京都府に提出し、内容が適当と認められた場合、京都府からの承認をもってマークを使用することができます。
- 申請等の書類は、**農業改良普及センター**で入手または府ホームページからダウンロードしてください。【府HPリンクはこちら】 <https://www.pref.kyoto.jp/nosan/midorikeikaku.html>



府HP

□ マークについて

京都府みどり認定を受けた農林漁業者が認定を受けた実施計画に基づき生産した農林水産物(品目)を販売する際に、当該農林水産物にマークを表示し環境負荷低減により生産されたことをPRすることができます。

□ マークの使用方法

マークの適切な使用や管理に向け、使用規程の遵守をお願いします。
(書類の提出先:所管の農業改良普及センター)

【表示例】



京都府みどり認定

(認定番号)

環境にやさしい
農業を行っています

① マーク使用希望者による使用申請書及び誓約書の提出〔様式第1、2号〕

② 京都府による使用申請等の審査、申請者へ使用承認の通知

- ✓ 京都府は、使用申請等の内容が**適当と認めた場合**、**申請者へ使用承認通知**を行うとともにマークの使用について、申請者の情報(住所(市町村名)、氏名、認定番号、品目名など)を府ホームページ等において公表します。

③ マーク使用者によるマークの適切な使用・管理

- ✓ マークの使用期間： 京都府みどり認定を受けている期間の範囲内
- ✓ マークの使用料： 無料
- ✓ マークの使用例： 農林水産物の包装容器や箱に印字やシール貼付して表示
ポスター、チラシ、名刺、生産ほ場の立て看板等へ掲載
- ✓ 京都府は、マークが適切に使用されるようマークの使用者に対して指導を行います。

④ マーク使用者による毎年度の**使用状況報告書の提出**〔様式第3号〕

- ✓ 京都府は、**マークの使用状況の確認**とともに、**京都府みどり認定の実施状況報告**をもとに**認定した実施計画に基づく取組が行われているか確認**します。

- ◆ 申請内容に変更が生じた場合には、**変更申請書の提出**が必要です。
- ◆ マークに関する全ての著作権は、**京都府に帰属**します。他者にマークとして誤認される類似的表示をしてはいけません。
- ◆ 京都府がマークの使用承認を**取消**した場合、使用承認を取り消された者又は第三者に損害が生じても、京都府はその責めを負いません。マークの使用者又は承認を受けずに使用した者は、マークによって第三者に対して損害又は損失を与えた場合は、これに対し**全責任を負い**、京都府は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負いません。
- ◆ 使用規程に違反している場合は、**マーク使用を取り消し**、その旨を公表します。

お問合せ先 所管の農業改良普及センター

京都府みどり認定やマークの申請などについては、まずは普及センターに御相談を！